

論 文 要 旨

An Association between Self Assertiveness and Parent-Child Relationship among Siblings of Children with Developmental Disorders

〔 発達障害児のいる同胞の自己主張と親子関係の関連 〕

張 学偉

【序論および目的】

発達障害児などの慢性疾患患者の療養が施設から在宅へ移行する傾向に伴い、欧米諸国においては1960年頃より、患者家族に関する研究報告の増加が見られる。しかしながら、その主な対象は患者（患児）の両親、主に母親に関するものであった。1970年代には発達障害児のいる同胞の研究がいくつか報告され始めたものの、1980年代後半までは発達障害児の同胞への影響にはあまり関心が払われていなかった。

家族に障害を持つ子供がいると、両親は他の健康な同胞と過ごす時間を割いて、障害を持つ子供の世話をせざるを得ない状況にある。実際、これまでの研究では一貫して、発達障害児の同胞たちが、両親と過ごす時間が短く、両親が自分たちのことに関心を払ってくれないと感じていることを報告している。その他にも、1) 時には実年齢以上の負担を伴う、障害を持つ同胞の世話や家庭での手伝い、2) 周囲からの中傷や揶揄、3) 障害を持つ同胞を抱えることの将来への不安、などといったことが、発達障害児の同胞の心理的な負担となっている。一方で、これらの同胞において、精神発達遅延などを含む心理的発達の障害も報告されている。そのような影響は、性、出生順位、同胞間の年齢差、家族の人数や障害の程度によっても変わる可能性が報告されている。

一方、自己主張は、コミュニケーションにおける社会的スキルの重要な能力の一つで、学習を通して獲得される。家庭は、児童が最初に社会的スキルを学習する重要な場であると言える。発達障害児とともに育つ同胞は、二つ影響を受けやすい。一つは、コミュニケーションスキルの障害や言語障害を持つ障害児自身からの直接的影響であり、もう一つは、機能不全となった家族や親子関係による間接的影響である。このような社会的スキルの欠如は、家庭の外における他者との関係に大きく影響するものである。Tothらは、幼児期のかなり早い段階において、発達障害児の同胞らは社会的スキルの発達に影響を受けている可能性があるとして指摘している。発達障害児のいる同胞に関する先行研究では、彼らの心理的状態、行動特徴、適応性、家族内の役割などに関心が集中しており、少なくとも日本においては、発達障害児のいる同胞の自己主張に関する研究はなされていない。

本研究では、発達障害児のいる同胞における、自己主張の特徴および自己主張と親子関係の関連を検討することを目的とした。

【材料および方法】

本研究では、2006年10月から2007年1月までの期間、鹿児島市内5ヵ所の養護学校・施設に通う障害児の小学4～6年生の同胞61名（ケース群）と、鹿児島市内の1つの小学校に在籍する4～6年生75名（コントロール群）に対し、児童用主張性尺度と親子関係診断検査質問紙を用いた無記名調査を行い、その結果を比較検討した。ケース群の質問票の回収は各家庭から直接返送、

または各施設、学校にて一括して回収、返送を依頼した。質問票の配布は 81 票で、回収は 62 票（回収率 76.5%）であった。コントロール群の質問票は、学校にて一括回収された。質問票の配布 96 票で、回収は 96 票（回収率 100%）であった。同胞のいないコントロール群の 21 人と、回答内容に一致性が見られなかったケース群の 1 人は本研究の解析対象から外した。従って、本研究の対象はケース群 61 名、コントロール群 75 名（136 名）である。質問票は、性、学年、両親との同居の有無、障害を持つ同胞の有無、出生順位、障害の診断名などに加えて、①親子関係診断検査質問紙（8 尺度「被拒絶感」「積極的回避」「心理的侵入」「厳しいしつけ」「両親間不一致」「達成要求」「被受容感」「情緒的接近」）と②児童用主張性尺度 6 尺度（「権利の防衛」「要求の拒絶」「異なる意見の表明」「個人的限界の表明」「他者に対する援助の要請」「他者に対する肯定的感情の表明」）から構成されたものを用いた。統計学的検定は、多変量ロジスティック回帰モデルを用いた。尚、本研究は、鹿児島大学大学院医歯学総合研究科の倫理委員会の承認を得て行われたものである。

【結果】

ケース群はコントロール群と比べて、「権利の防衛」能力が低い傾向にあり(P for trend=0.020)、男児においてその傾向が顕著であった。年下のケース群（兄・姉が障害児）は、「個人的限界の表明」能力が高い傾向が見られたが、年上のケース群（弟・妹が障害児）では逆の傾向が見られ、この差は統計学的に有意であった(P=0.016)。

母親との関係については、ケース群において、母からの「被拒絶感」が高く(P for trend=0.014)、同様に、母からの「被受容感」は低かった(P for trend=0.009)。母から「厳しいしつけ」を受けていると感じている割合は年下のケース群で高かったが(オッズ比 11.8、95%信頼区間 1.83-76.8)、年上のケース群では低く(オッズ比 0.35、95%信頼区間 0.05-2.21)、その差は統計学的に有意であった(P=0.015)。

またケース群では、父からの「被拒絶感」も高く(P for trend=0.051)、父からの「被受容感」も低いという結果であった(P for trend=0.078)。父から「厳しいしつけ」を受けていると感じている割合は、ケース群では低かった(P for trend=0.044)。父からの「心理的侵入」と「達成要求」については、男児と女児で有意に異なる結果が得られた。男児では、ケース群において父からのより強い「心理的侵入」と「達成要求」を感じているのに対し、女児のケース群ではその傾向を認めず、これらの性差は統計学的に有意であった。

次に、児の自己主張能力と親子関係との関連について検討した。ケース群では、児の「権利の防衛」能力が低いほど、両親からの「被拒絶感」や「積極的回避」を強く感じている傾向が認められたが、コントロール群はそのような傾向は認められなかった。

【結論及び考察】

本研究の結果より、発達障害児の同胞は、自分の権利を守る場面で自己主張する能力が低い傾向にあることが示された。また親子関係検査結果より、これらの同胞は、両親に受け入れられていると感じている程度が低いことが示された。ケース群とコントロール群の自己主張能力と親子関係を比較した結果、ケース群における低い「権利防衛」能力は、不安定な親子関係による影響を受けている可能性が示唆された。発達障害児とともに育つ同胞は、障害児の世話や家事の手伝いを要求され、多くの場面で我慢することや寛大であることを強いられることが多い。また、両親も彼らに過剰な期待をしていることが多く、子供たちの中にはその期待に答えようとするあまり、不満や怒りの感情を表出すること自体に、強い罪悪感を抱くことが報告されている。その結果、発達障害児とともに育つ同胞は、自分の言い分や感情を素直に表すことができない場合が多い。近年、発達障害児の同胞への影響に関心が集まっており、同胞や両親への介入研究も試みられている。本研究の結果からも、このような発達障害児の同胞に対する積極的な主張性訓練プログラムや安定した親子関係を確立するためのカウンセリングなどが必要であることが示された。

論文審査の要旨

報告番号	総研第 27 号	学位申請者	張 学偉
審査委員	主査	乾 明夫	学位 博士 (医学・歯学・学術)
	副査	河野 嘉文	副査 熊本 一郎
	副査	竹内 亨	副査 谷口 溪山

An Association between Self Assertiveness and Parent-Child Relationship
among Siblings of Children with Developmental Disorders

〔発達障害児のいる同胞の自己主張と親子関係の関連〕

1960年代以降、発達障害児などの慢性疾患患者の療養が施設から在宅へ移行するに伴い、患者家族に関する諸問題が明らかとなってきた。両親は障害を持つ子供の世話のために、他の健康な同胞と過ごす時間が短くなる。その結果、障害児の同胞は、両親が自分たちに関心を払ってくれないという被拒絶感を感じていることが多い。また、実年齢以上の負担を伴う家庭での役割、周囲からの中傷、さらには障害を持つ同胞を抱えることの将来への不安などが、発達障害児の同胞の心理的な負担となっている。これらの影響は、性、出生順位、同胞間の年齢差、家族の人数や障害の程度によって異なる。

一方、自己主張は、社会的スキルの重要な能力の一つで、学習を通して獲得される。家庭は、児童が最初に社会的スキルを学習する重要な場であるが、発達障害児とともに育つ同胞は、この社会的スキルの獲得に影響を受けやすい。社会的スキルの欠如は、家庭の外における他者との関係に大きく影響するものである。発達障害児のいる同胞に関する先行研究では、心理的狀態、行動特徴、適応性、家族内の役割などに関心が集中しており、少なくとも日本では、発達障害児の同胞の自己主張に関する研究はない。そこで学位申請者は、発達障害児のいる同胞における、自己主張の特徴および自己主張と親子関係の関連を明らかにすることを目的として本研究を行った。

対象は、障害児の小学4～6年生の同胞61名(ケース群)と、障害のない同胞がいる4～6年生75名(コントロール群)で、無記名調査を行った。質問票は、性、学年、両親との同居の有無、障害を持つ同胞の有無、出生順位、障害の診断名などに加えて、①親子関係診断検査質問紙(8尺度「被拒絶感」「積極的回避」「心理的侵入」「厳しいしつけ」「両親間不一致」「達成要求」「被受容感」「情緒的接近」と)②児童用主張性尺度6尺度(「権利の防衛」「要求の拒絶」「異なる意見の表明」「個人的限界の表明」「他者に対する援助の要請」「他者に対する肯定的感情の表明」)から構成されており、統計学的検定は、多変量ロジスティック回帰モデルを用いた。尚、本研究は鹿児島大学大学院医歯学総合研究科の倫理委員会の承認を得て行われたものである。

その結果、本研究で以下の知見が明らかとなった。

- 1) 発達障害児の同胞を持つ児童は、権利の防衛能力が低く、男児でその傾向が強い。
- 2) 発達障害児の同胞を持つ児童は、両親からの拒絶感を強く感じている。
- 3) 発達障害児の同胞を持つ男児は、父親からの強い心理的介入・達成要求を感じている。
- 4) 不安定な親子関係が、発達障害児の同胞を持つ児童の自己主張能力にネガティブな影響を与えている可能性が示唆された。

以上の結果より、発達障害児のいる家庭において、健康な同胞と両親との安定した親子関係を構築する必要性が示され、そのためには発達障害児の同胞を持つ児童およびその両親への適切な調整的介入を行うことが重要であると考えられた。近年、わが国では発達障害者支援法が施行され、発達障害児とその家族への支援の必要性も認識されるとともに、障害児の同胞への影響にも関心が集まっている。本研究の結果は、具体的な支援法とその根拠を示す基礎的資料として資するものと考えられる。

よって本研究は学位論文として十分な価値を有するものと判定した。

最終試験の結果の要旨

報告番号	総研第 27 号	学位申請者	張 学偉
審査委員	主査	乾 明夫	学位 博士 (医学・歯学・学術)
	副査	河野 嘉文	副査 熊本 一郎
	副査	竹内 亨	副査 谷口 溪山

主査および副査の5名は、平成20年 1月21日、学位申請者 張 学偉 君に面接し、学位申請論文の内容について説明を求めると共に、関連事項について試問を行った。具体的には、以下のような質疑応答がなされ、いずれについても満足すべき回答を得ることができた。

質問1) 慢性疾患患児の同胞についても同様の影響が起こりうると思われるが、研究の対象者を発達障害児に着目して行ったのは何故か。

(回答) 本研究計画を最初に立案したきっかけは、申請者が所属する研究室で行われていた自閉症児・者集団療育機関に参加していた障害児の同胞に接し、彼らが抱えている悩みなどを直接知る機会があったためである。申請者自身も医療従事者でなく、また所属していた研究室の体制上、慢性疾患患児の把握が困難であったため、本研究の対象は発達障害児の同胞のみとした。

質問2) 対象となったケース群の同胞について、障害の程度は把握しているか。

(回答) 障害の程度は把握していないが、本研究のケース群は、養護施設に通っている障害児の同胞である。軽度の障害であれば、普通の小学校に行くことも可能であるので、ある程度以上の障害を持っている子供たちと考えられる。

質問3) コントロール群は1つの小学校から得ているが、学校によっては家庭の社会経済状態や学力などの偏りがある場合がある。本研究のコントロール群ではそのような可能性はなかったか。

(回答) 複数の小学校に依頼をしたが、最終的に了承を得られた学校は1つだけであった。この校区内には、古くからの住宅地の他にも新しいマンションなどが含まれており、極端に偏った社会層のみが居住しているとは思わないが、社会経済状態や学力に関する情報は把握していない。

質問4) ケース群で調査を拒否した理由は把握しているか。

(回答) 拒否の詳細な理由は尋ねていないが、依頼した施設の教員からは、ほとんどの場合、保護者が断ったためと聞いている。

質問5) 回答していない項目があった場合、その対象者をどのように取り扱ったのか。

(回答) 回答していない項目が1つでもあった場合には、その項目が該当する尺度についてのみの解析の対象から外している。

質問6) 回答内容が明らかに矛盾する1例を除いたとあるが、具体的にはどういうことか。またこの質問票には、そのような虚偽の回答をスクリーニングする設問が意図的に入れているのか。

(回答) 今回用いた質問紙には、被拒絶感と被受容感といった対極にある設問が含まれており、回答内容に矛盾があるかどうかを確認することが可能であった。しかし、質問票の解説では、これは虚偽の回答をスクリーニングするように設定された設問ではない。この1例については、実際に原票を確認したところ、すべての設問について最初の選択肢のみを選んでいたので、対象から外した。

質問7) 本研究で用いた質問票はすでに確立されたものを使ったのか。新たに手を加えたりはしていないか。これは障害児にも用いることは可能か。

(回答) 今回用いた質問票はすでに確立されたもので、新たに手を加えてはいない。対象は小学4-6年生であり、文章の理解力も必要であるため、障害児への適用はできない。

最終試験の結果の要旨

質問8)本研究の結果を受けて、どのような介入が必要と思うか。また、すでに日本で始められている介入はあるのか。また、介入する時期はいつ頃が良いと考えるか。

(回答)実際に主張性トレーニングを取り入れている小学校もあり、友達関係や先生との関係が円滑になるなどの効果をあげているようだ。介入の時期は思春期前が良いと思うが、介入効果が得られるまでに6-7年かかると言われているため、就学前後からの介入が必要である。その他に、障害を持っていない同胞への接し方や愛情表現に関する両親へのカウンセリングも重要と考える。

質問9) ケース群は家庭において質問票に記入しているが、本人の回答である保証はあるか。

(回答) 保護者への説明文書で、記入者以外の目に触れることのないよう、また、子供への説明文書では、無記名調査でほかの人が見ることはない旨を述べているが、家庭で親がそばに居たりすることによって、正直に回答していないという可能性は否定できない。

質問10) 一般的に自己主張性が確立するのはいつ頃であるのか。

(回答) 今回用いた児童用主張性尺度は小学4-6年生を対象としている。さらに低年齢の児童や幼児において主張性を客観的に測る確立された方法がないのでわからないが、文献を見てもはっきりとした時期を明記したものはない。

質問11) ケース群で障害を持つ同胞の約半数は自閉症であるが、自閉症については遺伝的要因と環境要因はどちらが主であるのか。

(回答) 歴史的に議論がなされてきたが、現在では遺伝的要因が主であると考えられている。

質問12) ケース群の回収率は76.5%であったが、それは他の研究と比べてどうか。

(回答) 回収や返送は本人の自由意志に基づいているので、他の研究と比べるとやや低いと思う。

質問13) ケース群とコントロール群で性・年齢に統計学的に有意な分布の差が見られるが、これによる解析結果への影響はないのか。

(回答) 解析では、性・年齢による影響を補正するために多変量ロジスティック回帰モデルを用いたが、これらの交絡の影響は完全には取り除かれていないかもしれない。ケース群とコントロール群における性・年齢の分布を見ると、ケース群では女性が多く、年齢が高い。一般的に考えると、そのような分布であればケース群の方がコントロール群と比べて自己主張能力が高いと期待されるが、実際には逆の結果であった。このことは、性・年齢の分布の差による影響が仮にあったとしても本研究結果が過小評価となっていることを意味し、結論を覆すような影響ではないと考える。

質問14) 表に示していない結果に基づいた考察が見受けられるので、表にして示してはどうか。

(回答) 考察で触れている結果についてもすべて表にすることにしたい。

質問15) インフォームドコンセントは保護者からのみとったのか。

(回答) 児童本人用に説明文書を作成し、回答したくない質問に回答する必要はないことを明記したので、この回答内容は児童本人の自由意志に基づくものとする。ただし、無記名調査なので、書面による同意は得ていない。

以上の結果から、5名の審査委員は申請者が大学院博士課程修了者としての学力・識見を有しているものと認め、博士(医学)の学位を与えるに足る資格を有するものと認定した。